

教育委員会会議録

(定例会)

令和6年10月24日開催

さいたま市教育委員会

- | | | | | |
|---|---------|--------|--|--|
| 1 | 期 | 日 | 令和6年10月24日(木) | |
| 2 | 場 | 所 | 教育委員会室 | |
| 3 | 開 | 会 | 午後2時00分 | |
| 4 | 出 | 席 | 委員 | 教育長
教育長職務代理者
委員
委員
委員
委員 |
| | | | | 竹居秀子
大谷幸男
石田有世
伊藤華英
小山和也
堀田香織 |
| 5 | 議場 | に出席した者 | 副教育長
管理部長
学校教育部長
生涯学習部長
学校教育部参事兼教職員人事課長
学校教育部参事兼生徒指導課長
学校教育部参事兼高校教育課長
教育総務課長
教職員給与課長 | 栗原章浩
中村和哉
野津吉宏
佐野公子
寺内啓容
青木 貴
大原照光
小出博康
横澤一輝 |
| 6 | 会議録署名委員 | | 大谷幸男 | |

7 議事等の概要

竹居教育長 それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記 おりません。

竹居教育長 本日の会議録の署名委員は、大谷委員にお願いいたします。
本日の会議に、議案第75号「さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」を追加提出いたします。
本日の議案については、報告第7号から第9号、議案第73号、第74号は人事に関する議案であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思います。委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は、議案第75号を除き、非公開となります。
会議の順番ですが、まず議案第75号、続いて非公開となる、報告第7号から第9号、議案第73号、第74号の順番で審議することといたします。
なお、報告第7号から第9号は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、会議を招集するいとまがないことから、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条の規定により臨時代理いたしましたので、御報告するものでございます。

議案第75号 さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

竹居教育長 それでは議案第75号について、事務局から説明をお願いします。

教育総務課長 議案書は別冊2となります。
議案第75号「さいたま市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。
本議案は、教育委員会の公印に関し必要なことを定めることにより、その取扱いの適正を期することを目的としているものでありまして、昨今の不適正な市有地売却を巡り、その再発防止策の1つとして、押印の記録を残す「公印使用簿」の作成を義務付けるものでございます。

続きまして、議案書は2ページとなります。改正の概要となりますので記載の新旧対照表を御覧ください。

第10条「公印の使用」についてでございますが、公印を使用した際に使用した日、使用した所属名、使用した文書名等を記録することを義務付けることについての規定を第4項に追加するものです。

これに伴い、現行の第10条第4項は第5項に繰り下げとなります。

施行期日につきましては、令和6年11月1日になります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしく申し上げます。

竹居教育長 何かありますか。

大谷委員 規則の改正案を拝見しました。通常、公印の使用履歴は残すものであると考えておりますが、やむを得ない場合にはこの限りではないとあります。これはどういった場合を想定しているのでしょうか。

教育総務課長 基本的に、全ての使用履歴を残す想定でおります。ただ、大量の文書等、事務処理に支障をきたすような場合があれば、教育総務課長の判断で使用簿に残さないこともあると考えておりますが、改正の趣旨として、全ての記録を残すものでございますので、適切に判断してまいります。

小山委員 今回このような規則ができたということは、これまではある程度自由に公印を使用できたということでしょうか。

教育総務課長 電子文書については、公印も電子で申請するため記録は残りますが、紙文書については、決裁文書に公印取扱者が使用承認印を押印するだけで、文書を一つひとつ記録してはおりませんでした。

小山委員 電子文書であれば全てログが残るでしょうし、承認する権限も決まっているのでしょうか。

教育総務課長 公印を使用する所属から承認依頼を行うと、公印を保管する所属で一覧として確認できるようになっております。また、電子文書ですので、決められた保存期間の範囲で、履歴についても全て確認することができます。

堀田委員 紙文書というのはどういった場合に作成するのでしょうか。

教育総務課長 本市の文書は通常、電子文書管理システムで作成しております。それとは別に、支出事務については別のシステムを使用しているため、紙で出力し、決裁時に印鑑が必要になっております。

竹居教育長 学校で使用している公印についての確認もしていただいていると思いますが、そちらの報告もお願いします。

教育総務課長 学校については、文書管理システムが導入されていないため、全て紙文書となっております。したがって、学校文書については公印使用簿で残すこととなります。

今回、不適正な公印使用の事案が発生したことを踏まえ、事務局の幹部職員が全ての学校を訪問し、公印の保管状況や使用状況を確認しております。

竹居教育長 今回の不適正な公印使用は、学校で発生したものではございませんので、その点は付け加えさせていただきます。

それでは、議案第75号については、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第75号は原案のとおり可決されました。

ここで事務局の入替えを行います。準備ができ次第、再開いたします。

報告第7号 さいたま市教職員の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

報告第8号 さいたま市教職員の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

報告第9号 さいたま市教職員の退職手当について
<非公開案件につき内容は省略>

議案第73号 令和6年度 さいたま市教育功労賞表彰について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第74号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会調査専門員の委嘱について
＜非公開案件につき内容は省略＞
＜議案は原案どおり可決＞

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。
これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉 会 午後3時25分